



熊本県公報

目次

告示	道路の区域決定	(道路維持課)	一
	道路の区域変更	" "	一
	指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	二
公告	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	二
	"	" "	二
	白川水系河川整備計画策定に係る公聴会の開催	(河川課)	二
	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	四
	特定非営利活動法人設立の認証申請	(県民生活総室)	四
	大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する意見	(商工政策課)	四
	登載依頼		四
	特用林産振興協議会の会議の開催	(特用林産振興協議会)	四
	宇城地域保健医療推進協議会の会議の開催	(宇城地域保健医療推進協議会)	五
	鹿本地区保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催	(鹿本地区保健医療推進協議会)	五
	鹿本地区保健医療推進協議会の会議の開催	" "	五
	八代地域保健医療推進協議会の会議の開催	(八代地域保健医療推進協議会)	六
	八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催	" "	六
	教育行政に関する相談に関する事務を行う職員指定	(教育委員会)	七
	熊本県教育庁教育企画室設置規程の一部改正	" "	七

告示

- 熊本県教育事務所処務規程の一部改正 (教育委員会) 七
- 教育委員会の会議の開催 () 七
- 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 八
- 文化財の指定の解除 (教育委員会) 一
- 文化財の指定 () 一
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則 () 一
- 熊本県民俗文化祭推進委員会の会議の開催 (熊本県民俗文化祭推進委員会) 一

熊本県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成十四年二月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷義子

道路の種類、路線名及び区域決定する区間等	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一級 国道 三三四号	二二・七	四、〇四七・五八	国道改
区域決定する区間			
木 天草郡有明町大字上津浦字津々利	一七五・〇		
同 所 大字須子字大河内			
一三三八番一地先まで			

二 区域決定する期日 平成十四年二月二十七日

熊本県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年二月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課にお

いて一般の縦覧に供する。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
			前	後	
主要地方道路	小川線	八代郡泉村大字柿迫字ノヘラ 三五七二番一地先から 同 字 三五八七番二地先まで	六・〇 一四・〇	一三・〇 六四・五	単道改
			三六・四	六四・〇	

二 区域変更する期日 平成十四年二月二十七日

熊本県告示第四百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
指定訪問介護昭孝園 熊本市黒髪一丁目二番三十七号	有限会社 健康福祉社ア フティアル	平成十四年二月十五日

公 告

熊本県公告第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字田原字居屋敷三六三番一六
四百九十九・九八平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上益城郡益城町大字田原一五四番地
益城町田原区 区長 高橋 義信

熊本県公告第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷一三二番・一三三番合併
二百九十三・一五平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上益城郡嘉島町大字上島一三二番地
野口 寛子

熊本県公告第百二十九号

次の河川に係る河川整備計画（原案）を定めたので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第四項の規定により公聴会を開催する。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 公聴会の日時及び会場

(一) 熊本市役所駐輪場八階大会議室（熊本市役所横）

日時 平成十四年三月九日（土）午後一時三十分から

場所 熊本市手取本町一番一号

対象 熊本市、大津町、菊陽町在住の方

(二) 長陽村中央公民館

日時 平成十四年三月十日(日)午後一時三十分から
 場所 熊本県阿蘇郡長陽村大字河陽三五七五
 対象 阿蘇町、一の宮町、西原村、久木野村、長陽村、白水村、高森町在住の方
 公述人の資格等

公述人(公聴会において意見を述べる人)になることができる方は、白川の流域(熊本市、菊陽町、大津町、西原村、阿蘇町、一の宮町、久木野村、長陽村、白水村及び高森町)に住所を有している人(法人を含む。)です。

(一) 公述の申出方法及び期限
 公述を希望される人は別記様式の公述申出書に意見を添えて、「国土交通省熊本工務所調査第一課」に平成十四年三月四日(月)までに必着するよう提出して下さい。

(二) 公述人の選定
 限られた時間内にてできるだけ多くの御意見をお聞きするため、公述申出書を提出していただいた人のうちから公述人を選定し、その結果を本人に通知します。

(三) 公聴会の傍聴
 公聴会の傍聴を希望される人は、公聴会の当日直接会場へおいでください。なお、満員の場合は入場をお断りすることがあります。

三 白川水系河川整備計画原案の問合せ先、閲覧場所及び閲覧期間
 (一) 問合せ先 国土交通省熊本工務所(調査第一課)、立野ダム工務所(調査設計課)及び熊本県土木部河川課

(二) 閲覧場所
 国土交通省熊本工務所(調査第一課、白川出張所、緑川下流出張所、熊本維持出張所)熊本県(県庁土木部河川課、熊本土木事務所、熊本農政事務所)

大津町役場、阿蘇町役場、白水村役場、熊本市役所、南部市民センター、東部市民センター、龍田市民センター、西部市民センター、大江市民センター、秋津市民センター、幸田市民センター、清水市民センター、託麻市民センター、花園市民センター、北部総合支所、飽田総合支所、河内総合支所、天明総合支所、白川わくわくランド
 (三) 閲覧場所
 平成十四年二月十八日(月)から三月四日(月)まで

別記様式

公 述 申 出 書

私は、来る3月 日 日に開催される白川水系河川整備計画の原案に関する公聴会で下記の要旨の公述をしたいので申し出ます。

平成 年 月 日

熊本工務所長
立野ダム工務所長
熊本県知事 様

公述申出人 住所 (郵便番号)
 氏名 印(電話番号)
 年齢
 職業

意見の要旨及び理由(別紙)

注意：1. 公述申出書は、A4判(タテ約 29.5cm x ヨコ 21cm)とし横書きのこと。
 2. 意見の要旨及びその理由は、A4判 400字詰原稿用紙1枚に簡潔に記載のこと。

熊本県公告第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市水野字南大久保九九〇番八
四百九十七・二五平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名市松木四二番地五
池田 健一

熊本県公告第百三十一号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成十一年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 申請年月日
平成十四年二月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人グローバル園芸療法トレーニングセンター
- 三 代表者の氏名
本田 洋志
- 四 主たる事務所の所在地
熊本県上益城郡益城町大字平田千八百九十三番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者、高齢者をはじめとした人に対し、大地や緑とのふれあい造園
芸活動を通じて園芸療法を行い、人々の心の健康を維持し、潤いのある生活を取り戻し、
保健又は、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

熊本県公告第百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により八代市に居住する者から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ東八代店 熊本県八代市海士江町二七五三二二
- 二 意見書の概要
廃棄物保管庫の移設をお願いする。
- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成十四年二月二十七日から平成十四年三月二十六日まで

登 載 依 頼

熊本県特用林産振興協議会告示第一号

平成十三年度熊本県特用林産振興協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年二月二十七日

熊本県特用林産振興協議会

会長 小 邦

徹

- 一 開催日時
平成十四年三月六日（水）
午後三時三十分から午後四時三十分まで
- 二 開催場所
熊本県熊本市小山町山ノ上一、二六二
熊本県椎茸農業協同組合 二階会議室
- 三 議題
 - 1 熊本県の特用林産物振興の現況について
 - 2 特用林産振興実施計画の進捗状況について
 - 3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、氏名、住所を記入した上で、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県特用林産振興協議会事務局（熊本県林務水産部林業振興課特産樹芸係）

（電話〇九六―三八三―一一一 内線五六三九）

宇城地域保健医療推進協議会公告第四号

平成十三年度第三回宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成十四年二月二十七日

宇城地域保健医療推進協議会長 迫 田 芳 生

一 開催日時

平成十四年三月一日（金） 午後二時から午後四時まで

二 場所

小川町総合文化センター（下益城郡小川町大字江頭八〇）

三 議題

1 保健福祉環境部の平成十三年度事業の進行状況について

2 第四次宇城地域保健医療計画の策定について

3 診療所療養型病床群の設置許可及び使用許可等について

4 任期満了に伴う宇城地域保健医療推進協議会の委員改選について

5 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

下益城郡松橋町久具四〇〇―一

宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）

（電話〇九六―四一三―一一四七）

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第三号

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

平成十四年二月二十七日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

会長 井 上 尊 文

一 開催日時

平成十四年三月六日（水）

午後一時から午後二時まで

二 開催場所

山鹿市昭和町五〇六

富士ホテル

三 議題

1 鹿本地域における救急医療体制の確保について

2 鹿本地域健康危機管理体制について

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

山鹿市山鹿四六五―二

鹿本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所 総務企画課）

（電話〇九六―八―四四―四一二一）

鹿本地域保健医療推進協議会公告第四号

鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成十四年二月二十七日

鹿本地域保健医療推進協議会

会長 上野 達郎

一 開催日時

平成十四年三月六日（水）
午後二時三十分から午後四時三十分まで

二 開催場所

山鹿市昭和町五〇六
富士ホテル

三 議題

- 1 平成十三年度第一回救急医療専門部会の開催報告について
- 2 第三次鹿本地域保健医療計画の進捗状況について
- 3 第四次鹿本地域保健医療計画策定方針について
- 4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

山鹿市山鹿四六五―二
鹿本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所 総務企画課）
（電話〇九六八―四四―四二二二）

八代地域保健医療推進協議会公告第一号

八代地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

平成十四年二月二十七日

八代地域保健医療推進協議会

一 開催日時

平成十四年三月七日（木）
午後二時三十分から午後四時まで

二 開催場所

八代市旭中央通り十一―一

八代グランドホテル 二階会議室

三 議題

- 1 役員改選
- 2 八代地域振興局保健福祉環境部の業務について
- 3 第三次八代地域保健医療計画の進捗状況について
- 4 第四次八代地域保健医療計画の策定について
- 5 救急医療専門部会の報告について
- 6 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

八代市西片町一六六〇番地
八代地域保健医療推進協議会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）
（電話〇九六五―三三―三一一一）

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第二号

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

平成十四年二月二十七日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

会長 古閑 臻

一 開催日時

平成十四年三月七日（木）
午後一時三十分から午後二時三十分まで

二 開催場所

八代市旭中央通り十一―一
八代グランドホテル

三 議題

- 1 八代地域病院群輪番制病院の平成十四年度実施計画について

2 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることが出来る。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

八代市西片町一六六〇番地

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局 熊本県八代保健所総務企画課)

(電話〇九六五―三三三―三一一)

熊本県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十九条第八項の規定により、熊本県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を次のとおり指定する。

平成十四年二月二十七日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育庁総務企画課教育企画室職員及び教育事務所庶務課長

熊本県教育委員会訓令第一号

本庁各課(室)

各 地 方 機 関

熊本県教育庁教育企画室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年二月二十七日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育庁教育企画室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁教育企画室設置規程(平成十三年熊本県教育委員会訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び公聴」を、「公聴及び教育行政に関する相談」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年二月二十七日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第一号

本庁各課(室)

各 地 方 機 関

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年二月二十七日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県教育事務所処務規程(昭和三十六年熊本県教育委員会訓令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条庶務課の項中八を九とし、七の次に次を加える。

八 教育行政に関する相談に関すること。

附 則

この訓令は、平成十四年二月二十七日から施行する。

熊本県教育委員会公告第二号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成十四年二月二十七日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

一 開催日時

平成十四年三月五日(火)午後一時三十分から

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁行政棟新館七階 教育委員会室

三 議題(予定)

1 熊本県立高等学校学則及び熊本県立特殊教育学校学則の一部改正について

2 熊本県立学校管理規則及び熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正について

3 熊本県立図書館利用規則の一部改正について

4 青年学級の開設及び廃止等の報告に関する規則の廃止について

5 熊本県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について

6 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

7 その他

四 傍聴人の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴受付は、会議当日午後一時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。

2 午後一時二十分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後一時二十分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。

3 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができ、

六 非公開の案件

議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。

七 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県教育委員会事務局総務企画課総務係

(電話)〇九六―三八三―一一一一 内線六六一三

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十七日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第七号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の任用に関する規則(昭和四十六年熊本県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のとおり改める。

別表第一

試験の種類		職 種	職種の対象となる職	試験の程度及び内容等
職員採用試験(大学卒業程度)	行政		行政以外の職種の対象とならない事務に従事することを職務とする職	1 試験の程度は、大学卒業程度をもって行う。
	警察行政		主として、警察本部又は警察署において事務に従事することを職務とする職	2 試験の内容は、教養試験・専門試験・論文試験・人物試験・資格調査・その他勤務遂行能力を客観的に判断できる方法とする。
	学校事務		主として、県立学校又は市町村立学校(以下「公立学校」という。)において事務に従事することを職務とする職	
	心理判定員		主として、心理に関する知識技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	土木 一般土木		主として、土木に関する知識技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	農業土木		主として、農業土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	建築		主として、建築に関する知識技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	機械		主として、機械に関する知識技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	

電気	主として、電気に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
化学	主として、化学に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
農学	主として、農業に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
林学	主として、林学に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
畜産	主として、畜産に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
水産	主として、水産に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
管理栄養士	主として、管理栄養士の業務 に従事することを職務とする職
生活改良普及員	主として、生活改良普及員の 業務に従事することを職務とする職
保健師	主として、保健師の業務に従 事することを職務とする職
獣医師	主として、獣医師の業務に従 事することを職務とする職

薬剤師	主として、薬剤師の業務に従 事することを職務とする職	職員採用試 験（短期大 学卒業程度）
学校事務	主として、公立学校において 事務に従事することを職務とす る職	職員採用試 験（高等学 校卒業程度）
司書	主として、県立図書館におい て司書の業務に従事すること を職務とする職	
学校図書館事務	主として、公立学校図書館に おいて司書の業務に従事するこ とを職務とする職	
栄養士	主として、栄養士の業務に従 事することを職務とする職	
学校栄養職員	公立学校において栄養士の業 務に従事することを職務とする 職	
一般事務	一般事務以外の職種の対象と ならない事務に従事すること を職務とする職	
警察事務	主として、警察本部又は警察 署において事務に従事すること を職務とする職	
学校事務	主として、公立学校において 事務に従事することを職務とす る職	
土木 一般土木	主として、土木に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とす る職	
農業土木	主として、農業土木に関する 知識、技術その他の能力を必要 とする業務に従事することを職 務とする職	

1 試験の程度は、高
等学校卒業程度をも
つて行う。
2 試験の内容は、教
養試験・適性試験又
は専門試験・作文試
験・人物試験・資格
調査とする。

1 試験の程度は、短
期大学卒業程度をも
つて行う。
2 試験の内容は、教
養試験・専門試験・
論文試験・人物試験・
資格調査とする。

建築	主として、建築に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
機械	主として、機械に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
電気	主として、電気に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
化学	主として、化学に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
農業	主として、農業に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
林業	主として、林業に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
畜産	主として、畜産に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職
水産	主として、水産に関する知識 技術その他の能力を必要とする 業務に従事することを職務とする職

警察官採用試験	警察官A 警察官の業務に従事すること を職務とする職	<p>注 この表の試験の程度及び内容等の欄中の用語の定義は、次に掲げるところによる。</p> <p>一 「教養試験」とは、一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験をいう。</p> <p>二 「専門試験」とは、各職種に応じた専門的知識、技術等の能力を実証するに必要な択一式又は記述式による筆記試験をいう。</p> <p>三 「適性試験」とは、書記的能力を実証するに必要な択一式による筆記試験をいう。</p> <p>四 「論文試験」とは、与えられた課題についての文章による表現力、批判力、構成力等の能力を実証するに必要な記述式による筆記試験をいう。</p>
警察官B		<p>1 試験の程度は、高等学校卒業程度をもって行う。</p> <p>2 試験の区分は、男性・女性・武道指導とする。</p> <p>3 試験の内容は、教養試験・論文試験・人物試験・実技試験（武道指導のみ）・身体検査・体力試験・資格調査とする。</p> <p>1 試験の程度は、高等学校卒業程度をもって行う。</p> <p>2 試験の区分は、男性・女性・武道指導とする。</p> <p>3 試験の内容は、教養試験・作文試験・人物試験・実技試験（武道指導のみ）・身体検査・体力試験・資格調査とする。</p>

五 「作文試験」とは、与えられた課題についての文章による表現力、理解力等の能力を実証するに必要な記述式による筆記試験をいう。

六 「人物試験」とは、人柄、性向等についての個別面接、集団面接又は集団討論による口述試験をいう。

七 「身体検査」とは、身長、体重、胸囲（女性を除く）、視力、色覚、聴力、胸部疾患の有無等についての身体の実地検査をいう。

八 「体力試験」とは、千メートル走、腕立て伏せ、反復横とび、上体起こし等の体力についての実地試験をいう。

九 「資格調査」とは、受験申込書記載事項の真否等についての調査をいう。

別表第二中、「心理判定員」、「獣医師」及び「薬剤師」を削り、「看護婦及び看護師」を「看護師」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。

熊本県教育委員会告示第一号

熊本県文化財保護条例（昭和五十一年熊本県条例第四十八号）第五条第一項の規定により、次の熊本県指定重要文化財の指定を解除する。

平成十四年二月二十七日

熊本県教育委員会委員長 今村潤子

種 別	文化財の名称	員 数	所 在 地	所 有 者
重要文化財 (彫刻)	西巖殿寺本堂の仏像	七 軀	熊本県阿蘇郡阿蘇町 黒川一一二八番地	宗教法人 西巖殿寺

熊本県教育委員会告示第二号

熊本県文化財保護条例（昭和五十一年熊本県条例第四十八号）第二十条第一項の規定により、次の文化財を熊本県指定重要無形文化財に指定し、同第二項の規定により当該熊本県指定無形文化財の保持者を認定する。

平成十四年二月二十七日

熊本県教育委員会委員長 今村潤子

種 別	文化財の名称	保 持 者	住 所
重要無形文化財 (工芸技術)	三弦の駒と撥制作技術	石井 方二 (本名 石井政次)	熊本県宇土市本町三丁目五十八号
重要無形文化財 (工芸技術)	肥後三郎弓制作技術	松永 重昌 (本名 松永昌士)	熊本県葦北郡芦北町白石七十八番地

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十七日

熊本県教育委員会委員長 今村潤子

熊本県教育委員会規則第一号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和四十年熊本県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（連携型高等学校の教育課程）

第十一条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十七条の四の規定により、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育の一貫性に配慮した教育を施すため、連携型中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、前条第一項の教育課程を編成することができる。

連 携 型 高 等 学 校 名	連 携 型 中 学 校 名
熊本県立小国高等学校	小国町立小国中学校 南小国町立南小国中学校
熊本県立天草高等学校	天草町立天草中学校

2 連携型高等学校は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県民文化祭推進委員会公告第一号

熊本県民文化祭推進委員会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成十四年二月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開催日時

平成十四年三月二十五日(月)
午後三時から

二 開催場所

熊本市城東町四番二号
熊本ホテルキャッスル 地下一階「山茶花」

三 議題

- 1 第十四回熊本県民文化祭荒玉地域の事業実施結果について
- 2 第十五回熊本県民文化祭上益城の事業計画概要案について

四 傍聴者の定員

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県民文化祭推進委員会事務局(熊本県企画開発部文化企画課事業推進班)

(電話〇九六一三八三一一一 内線三五四七)